

区民スポーツ大会等の運営に係る交付要綱・補助基準の改正について

1 スポーツ大会事業運営補助金交付要綱及びスポーツ大会事業運営・派遣、競技力向上事業に関する補助・助成基準の改正の目的について

加盟団体において運営している各種大会のうち、足立区民スポーツ大会、東京都スポーツ大会足立区予選会、ジュニアスポーツ大会の公金取扱事務の効率化及び時代に合わせた補助単価基準の見直しのため、スポーツ大会事業運営補助金交付要綱（以下交付要綱という。）及びスポーツ大会事業運営・派遣、競技力向上事業に関する補助・助成基準（以下補助基準という。）を改正する。

2 交付要綱及び補助基準の主な改正点について

- (1) 事業報告書及び収支決算書について、提出時の押印を廃止する。また、大会従事者の謝金等の受け渡しの際の押印についても廃止する。
- (2) 大会補助金を支出する際のクレジットカード等の決済方法を追加する。ただしその場合は満額補助とせず、95%（端数切り上げ）の補助とし、残額5%（端数切捨て）は加盟団体負担金とする。
- (3) 大会運営の参加賞・賞品類を総事業費の30%までとする補助・助成基準について、原則30%までとし、競技特性や大会運営の事情を考慮する。
- (4) 謝金の単価基準について、長時間の役員従事者の謝金上限額を新たに設ける。
また、有資格者審判については加盟の有無を問わないこととする。
さらに、賞状の筆耕など、半額補助としていたものを全額補助とする。ただし、1大会につき合計1万円までとする。合わせて使用料・賃借料にあったPC・プリンタ使用に係る謝金の支払いを統合する。
- (5) 会議費について、単価上限を300円から1,000円に引き上げ、1大会につき2回までだったものを3回までに引き上げる。また、会議以外で大会の前日等準備も対象とする。

3 交付要綱及び補助基準の施行時期について

令和8年4月1日から施行する。（令和8年3月31日までの大会は現行通り）

※令和8年度事業計画書及び収支予算書は施行後の様式を使用

4 交付要綱及び補助基準の改正内容について

(1) 各種様式の押印廃止について

旧	新
事業計画書・収支予算書のみ押印廃止とされているが、決算関係書類は押印が必要。	事業計画書・収支予算書に加え、 事業結果報告書・収支決算書、謝金受領書等の現金受け渡しに使用する様式についても押印廃止とする。
改正の主旨： 決算関係書類について押印廃止とすることにより、郵送若しくは窓口での直接の受け渡し以外にも、電子メール等の提出方法を可能とする。	

(2) 支払時の決済方法について

旧	新
現金もしくは銀行等口座への振込払いのみ	現金もしくは銀行等口座への振込払いに加え、 各種クレジットカード、PayPay 等、決済方法は全て可とする。ただし現金もしくは銀行等口座への振込払い以外の場合は、ポイント付与率に限らず、代金の一律 95%（1 円未満の端数は切り上げ）を補助対象とし、5%は加盟団体負担（1 円未満の端数は切捨て）とする。
改正の主旨： 大会運営に必要な物品（試合球など）の購入のため Amazon 等の通信販売を活用したいという要望が多く、ネックとなっていた決済方法について拡充する。ただし PayPay 等は高還元率のケースもあるため、満額補助とはしない。	

(3) 参加賞・賞品類の 30%ルールについて

旧	新
参加賞・賞品類（プログラム印刷代含む。）は総事業費の 30%までとする。	原則、参加賞・賞品類は総事業費の 30%とする。ただし、会長が認めた場合はその限りではない。
改正の主旨： 個別の大会運営の事情を鑑み、柔軟に運用するため。合わせてプログラム印刷代は原則含めないものとする。	

(4) - 1 謝金単価の基準・ルール見直し①

旧		新	
ア 大会運営役員・従事者	1 人 1 日 3,000 円上限	ア 大会運営役員・従事者	A 大会運営役員・従事者 1 人 1 日 3,000 円上限 B 大会運営役員・従事者 （概ね 7 時間を超える従事） 1 人 1 日 5,000 円上限
改正の主旨： コロナ禍を経て区民スポーツ大会が再開されたが、コロナ禍以前と比べ大会従事者が減少し、一人の役員の負担が増大しているとの声を多数いただいている。そこで、概ね 7 時間を超える長時間の従事者については通常の単価を引き上げた新たな基準を設定する。			

(4) - 2 謝金単価の基準・ルール見直し②

旧		新	
イ 審判員	B 大会運営に必要な有資格者 審判員 1人1日5,000円上限	イ 審判員	B 大会運営に必要な有資格者審判員 (加盟の有無問わず) 1人1日5,000円上限
改正の主旨：従来は加盟団体への所属の有無で謝金の上限額が異なっていたが、これについて統一した。			

(4) - 3 謝金単価の基準・ルール見直し③

旧		新	
オ その他	オ 半額 (上限 2,500 円)のみ補助対象とする。	オ その他	オ 全額 (同一人につき合計 5,000 円まで) 補助対象とする。但し、1 大会につき総額 10,000 円までとする。 《補足事項》 主な内容オに該当する例 ・ 賞状筆耕 ・ 組合せトーナメント表作成 ・ PC・プリンタによる作業 ・ 従事役員の審判員兼務
改正の主旨：半額補助の場合、残額は従来まで加盟団体負担金となっていた。1大会の総額が上限枠内であれば、全額補助とする。また、例示をすることで運用のイメージを具体的に示す。			

(5) 会議費について

旧		新	
オ 会議費	◆オは1大会2回まで1人 300円上限	オ 会議・事前準備費	◆オは同一大会につき1人3回まで、1回1日1,000円上限
改正の主旨：大会運営に必要な会議に加え、前日準備についても対象とする。また従来は単価が300円と安価であると同時に硬貨の取り扱いが煩雑であったため単価を引き上げる。			

スポーツ大会事業運営補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人足立区スポーツ協会（以下「スポ協」という。）が区民のスポーツ振興を目的として行う各種スポーツ大会事業を、加盟団体（以下「主管団体」という。）が主管して実施する場合における事業運営補助金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号の事業とする。

- (1) 区民スポーツ大会
- (2) 東京都スポーツ大会足立区予選会
- (3) ジュニア・スポーツ大会
- (4) 墨東五区大会（当番種目）

(補助対象経費及び補助基準)

第3条 補助対象経費は当該事業の実施に必要な経費とし、補助金はスポ協の会長（以下「会長」という。）が別に定める補助基準に基づいて算定する。

(申請手続き)

第4条 第2条各号の事業の主管団体は、事業実施計画書（様式1）をスポ協が指定する日までに提出しなければならない。

2 第2条第1号から第3号の事業の主管団体は、さらに事業収支予算書（様式2）をスポ協が指定する日までに提出しなければならない。

3 第2条(1)～(3)の事業の収支予算書は、収支の均衡が保たれた編成としなければならない。

(補助金交付)

第5条 第2条第1号から第3号までの補助金は前条第2項の事業収支予算書に基づき、予算の範囲内で会長が決定し、明細書を添付して主管団体へ通知する。

2 第2条第4号の補助金は、足立区と協議して会長が決定する。

3 補助金の交付方法は、主管団体の指定金融機関口座への振り込み又は現金払いとする。

(実施結果報告書及び事業収支決算書の提出)

第6条 補助金の交付を受けた主管団体は、事業終了後1か月以内に事業実施結果報告書（様式3：第2条第1～第3号用、様式4：第2条第4号用）及び事業収支決算書（様式5：第2条第1～第3号用）をスポ協へ提出しなければならない。

2 事業収支決算書には、領収書（写し）等の証票を添付するものとする。

(決定の取り消し)

第7条 会長は、加盟団体が補助対象事業を実施しなかった場合、又は補助対象経費を支出しなかったとき若しくは補助対象に該当しない経費に支出したときは、交付の決定を取り消し、又は交付額

を減額するものとする。

2 会長は、前項の決定を行ったとき、主管団体にその旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 会長は、前条により取り消し、又は減額した場合で既に補助金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補助金の追加交付)

第9条 会長は、年度末において本事業用補助金予算に剰余金が生じることが明らかになった場合、既実施事業の中で補助対象に加えることが妥当と認められる支出があるとき、剰余金の範囲以内において当該事業の主管団体に補助金を追加交付することができる。

(その他の取扱い)

第10条 提出された事業収支決算書の収支が黒字となった場合は、その理由をスポ協に説明するとともに、第2条(1)～(3)の事業間で調整するか、もしくはその黒字となった額を他の事業に編入し区民スポーツの振興に還流するため、スポ協と協議することとする。

(報告)

第11条 会長は、補助金額が決定後、速やかに執行役員会へ報告するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行に必要な事項は、執行役員会の承認を得て会長が別に定める。

附則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この要綱は、公益財団法人足立区スポーツ協会の設立登記の平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

附則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(様式1：全事業共通)

事業実施計画書

1 事業名

大会

競技大会

2 開催期日

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

3 開催内容

別紙 大会実施要項 (案) のとおり

<大会開催に係る遵守事項>

- 本様式及び様式2「事業収支予算書」については、当加盟団体内（代表者を含む。）で内容を確認しました。
- 大会について、当団体が大会の運営を競技主管して開催いたします。
- 補助支出基準に基づき、適正な会計処理に努めることといたします。
- 事業終了後は速やかに事業報告と決算処理を行います。
- 本大会とは別の加盟団体主催大会の同時開催はしていません。

※上記□にチェックをしてから、提出してください

以上のおり事業を実施します。

令和 年 月 日

主管団体名

会長名

令和 年度 事業収支予算書

(事業名)	大会	競技大会		
収 入	科 目	金 額 (円)	算 出	内 訳
	参加費収入			
	加盟団体拠出金			
	補助金収入			
	雑収入			
	合 計			
支 出	科 目	金 額 (円)	算 出	内 訳
	謝 金			
	消耗品費			
	印刷製本費			
	通信運搬費			
	保 険 料			
	使用料及び賃借料			
雑 費				
合 計				

※ 特記事項 _____

公金取扱者 _____

事業実施結果報告書

1 事業名

2 開催期日

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

3 開催会場

4 参加者数

_____ チーム _____ 名

(内訳) 小学生 _____ 名 中学生 _____ 名

高校生 _____ 名 一般 _____ 名

5 成績 別紙のとおり

6 収支決算書 別紙のとおり

本様式及び様式5「事業収支決算書」については、当加盟団体内（代表者を含む。）
で内容を確認しました。

※上記□にチェックをしてから、提出してください

以上のとおり事業が終了しましたので、事業実施結果を報告し、事業収支決算書を提出
します。

令和 年 月 日

主管団体名 _____

会長名 _____

(様式4：墨東五区大会)

事業実施結果報告書

1 事業名

大会

競技大会

2 開催期日

令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

3 開催会場

4 参加者数

チーム 名

(内訳) 小学生 名 中学生 名

高校生 名 一般 名

5 成績 別紙のとおり

6 支出明細 別紙のとおり

7 精算金

収入合計 円 - 支出合計 円 = 円

以上のとおり事業が終了しましたので、報告・精算します。

令和 年 月 日

主管団体名

会長名

令和 年度 事業収支決算書

(事業名)		大会	競技大会
収 入	科 目	金 額 (円)	算 出 内 訳
	参加費収入		
	加盟団体拠出金		
	補助金収入		
	雑 収 入		
	合 計		
支 出	科 目	金 額 (円)	算 出 内 訳
	謝 金		
	消 耗 品 費		
	印 刷 製 本 費		
	通 信 運 搬 費		
保 険 料			
使用料及び賃借料			
雑 費			
合 計			

※ 特記事項 _____

公金取扱者 _____

スポーツ大会事業運営・派遣、

競技力向上事業に関する補助・助成基準

公益財団法人足立区スポーツ協会スポーツ大会事業運営補助金交付要綱第3条及びスポーツ大会派遣補助金交付要綱第3条並びに競技力向上事業助成金交付要綱に基づく補助基準を次のとおり定める。

ただし、公益財団法人足立区スポーツ協会（以下「スポ協」という。）会長はスポ協予算に応じて基準を変更することができる。

1 スポーツ大会事業運営補助基準

（1） 区民スポーツ大会、東京都スポーツ大会足立区予選会、ジュニアスポーツ大会の事業運営補助

- ① 補助金額は、補助対象項目毎に数量と補助単価を乗じ、集計した支出合計額から参加費等収入合計額を差し引いた額とする。
- ② 補助対象項目及び補助対象額は別表第1のとおりとする。
- ③ 精算には、領収書若しくは受領書を添付すること。

2 スポーツ大会派遣補助基準

- ① 補助金額は、派遣延べ人員×補助単価とする。

大会区分	補助単価
東京都スポーツ大会	都23区内の会場 1日 2,000円
	三多摩及び関東地域の会場 1日 3,000円
	上記以外の会場 1日 9,000円
墨東五区大会	1日 1,000円
スポーツフェスティバル東京	1日 1,000円
都民スポレクふれあい大会	1日 1,000円

3 競技力向上事業助成基準

助成金の額は以下の基準のとおりとし、各々1団体年間3万円以内とする。

- ① 競技力向上事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第2条第1号事業（外部講師を招いて行う競技力向上講習会及び指導者講習会の講師謝礼金）講師謝礼金の2分の1の額。
- ② 要綱第2条第2号事業（強化訓練の指導者及び従事者謝礼金）指導者及び従事者謝礼金額。ただし、従事者の謝礼金は1日3,000円以下。

附則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この要綱は、公益財団法人足立区スポーツ協会の設立登記の平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

【スポーツ大会事業運営補助基準】

科目	主な内容（補助対象）	単価基準	補足事項	証明書類
謝金	<p>ア 大会運営役員・従事者</p> <p>イー① 審判員（以下により勝敗を決定する競技） ・記録の優劣により勝敗を決定 ・取得点の差により勝敗を決定 ・決め技の優劣により勝敗を決定</p> <p>イー② 審判員（以下により勝敗を決定する競技） ・演技の優劣により勝敗を決定</p> <p>ウ 医師</p> <p>エ 看護師等、国家資格保持者</p> <p>オ その他</p>	<p>ア A 大会運営役員・従事者 1人1日3,000円上限</p> <p>B 大会運営役員・従事者（概ね7時間を超える従事） 1人1日5,000円上限</p> <p>イー① A 審判員 1人1日3,000円上限</p> <p>B 大会運営に必要な有資格者審判員（加盟の有無問わず） 1人1日5,000円上限</p> <p>イー② A 審判員 1人1日3,000円上限</p> <p>B 大会運営に必要な有資格者審判員（加盟の有無問わず） 1人1日5,000円上限</p> <p>C 国際規格の審判員 1人1日8,000円上限</p> <p>ウ 医師（1日1会場1人まで） 1人1日20,000円上限</p> <p>エ 看護師等、国家資格保持者（1日1会場2人まで） 1人1日15,000円上限</p> <p>オ 全額（同一人につき合計5,000円まで）補助対象とする。 但し、1大会につき総額10,000円までとする。</p>	<p>① 補助対象外となる例 ・弁当代を含む飲食物の費用 ・高校生以下への謝金 ・商品券などの金券による謝礼 ・駐車場代（お車代）</p> <p>② 単価基準を超えて支払われた経費は加盟団体負担とする。</p> <p>③ 主な内容ア、イ、ウ、エについては、それぞれ同一人につき重複することはできない。 但し、オについてはその限りではない。</p> <p>④ 事前審査が必要な場合は以下の通り。 ・主な内容イー②Cに該当する場合 ・主な内容ウ及びエに該当する場合 ・主な内容オに該当する場合 ※予算書提出時点で理由書を提出し、審査を実施。</p> <p>⑤ 前年の大会予算及び決算と比較して、収支予算書の謝金欄に大幅な変更がある場合は、スポーツ協会よりヒアリングを行う場合がある。</p> <p>⑥ 主な内容オに該当する例 ・賞状筆耕 ・組合せトーナメント表作成 ・PC・プリンタによる作業 ・従事役員の審判員兼務</p>	<p>◆受領書若しくは振込明細書※1 ＜現金による受渡の場合＞ ◇受領書（様式は任意 ※参考様式あり） ・金額は予め印字する（訂正不可） ・受領者の氏名・住所を自署により記入する ・上記は受領者本人の自署によるもの以外認めない ・受領者の押印は不要</p> <p>＜口座振込による場合＞ ◇振込明細書等（振込先口座名・振込日・金額の記載） ◇振込内訳表（様式は任意） ※謝金対象者・主な内容（ア～オ）の内訳を記載 ※ネット銀行による場合は電子明細のスクリーンショット可</p> <p>◆謝金申請書・理由書（補足事項④該当者のみ）</p>
印刷製本費	<p>ア 業者に依頼するプログラム印刷代</p> <p>イ 業者に依頼するプログラム製本代</p> <p>ウ 業者に依頼するプログラムデザイン代等プログラム製作に係る経費</p>	<p>◆実費 ※加盟員及びその親族が運営する事業所に依頼する場合は、他社へ見積もりを依頼し、安価な方を採用すること。</p>	<p>① 補助対象外となる例 ・カラー写真等をふんだんに使用したプログラム ・個人へ渡す写真やアルバムの印刷 ・手書き領収書添付用写真を除く写真</p> <p>② 代金の決済方法により以下の通り補助率が異なる。 ア 現金及び口座振込払い 100%補助 イ 上記ア以外の決済方法 95%補助 （5%は加盟団体負担とし、小数点以下切り捨て）</p>	<p>◆領収書及び納品書（部数・単価の内訳が分かるもの） ◇納品された作成物1部（提出できない場合は写真可）</p>
消耗品	<p>ア ボール等競技用消耗品</p> <p>イ 救急医療品</p> <p>ウ 熱中症対策物品（飲料・飴・タブレット）</p> <p>エ コピー代・文具・紙など事務用消耗品</p> <p>オ 会議・事前準備費 （事前準備とは、前日等の会場設営を指す）</p> <p>カ 賞品・メダル等（予選会除く）</p> <p>キ 参加賞（予選会除く）</p>	<p>◆オを除き、全て実費</p> <p>◆大会当日までに購入・支払い・納品したもので使い切るものに限る</p> <p>◆オは同一大会につき1人3回まで、1回1日1,000円上限</p> <p>◆カ・キの合計額は参加費の合計額を上限とする。</p> <p>◆カ・キの合計額は原則、事業費総額の30%程度までとする。 但し、スポーツ協会長が認めた場合はその限りではない。</p>	<p>① 補助対象外となる例 ・大会終了日以後に納品されたものや当該年度に購入していないもの。但し、スポーツ協会長が認めた場合はその限りではない。</p> <p>・税込み単価5万円以上のもの ・対象の大会で使い切ることができないもの ・ユニフォーム等、個人やチームの所有物になるもの ・菓子類・ジュース等嗜好品 ・会場施設等への手土産 ・スポーツ協会から借用できるもの</p> <p>② 代金の決済方法により、以下の通り補助率が異なる。 ア 現金及び口座振込払い 100%補助 イ 上記ア以外の決済方法 95%補助 （5%は加盟団体負担とし、小数点以下切り捨て）</p>	<p>◆領収書（レシート可）及び納品書 納品書は購入物品名・数量・単価の内訳が分かるもの</p> <p>◆オについては上記謝金証明書類※1と同様</p>

科目	主要内容（補助対象）	単価基準	補足事項	証明書類
通信 運搬費	ア 大会周知用の郵券 イ 業者に依頼する物品輸送料 ウ 個人所有車で物品を輸送した経費	◆ア・イについては実費 但し、イについては2社以上の見積もりを依頼すること ◆ウは1人1日あたり以下の金額を上限とする。 ①23区の大会会場 2,000円 ②三多摩及び関東地域の大会会場 3,000円 ③上記①②以外の大会会場 9,000円 但し、事業規模に見合った適切な人数であること	① 補助対象外となる例 ・ 単価基準を超えて支払われた経費 ・ 通話料金・インターネット使用料金 ・ 駐車場代 ※大会当日及び前日等準備に限る ・ 大会終了日以後に納品されたものや当該年度に購入していないもの。但し、スポーツ協会長が認めた場合はその限りではない。 ② 代金の決済方法により、以下の通り補助率が異なる。 ア 現金及び口座振込払い 100%補助 イ 上記ア以外の決済方法 95%補助 (5%は加盟団体負担とし、小数点以下切り捨て)	◆ア及びイについては領収書（レシート可） ◆ウについては上記謝金証明書類※1と同様
使用料 及び 賃借料	ア 体育館・グラウンド・競技場等の使用料 イ 競技用具等の賃借料 ウ 大会会場への移動用バス等の賃借料	◆実費 ※ただし、イ・ウについては2社以上の見積もりを依頼すること	① 補助対象外となる例 ・ 大会運営会議に使用する施設使用料 ※大会運営会議は施設優先予約ができるため、原則、そちらを利用すること ② 代金の決済方法により、以下の通り補助率が異なる。 ア 現金及び口座振込払い 100%補助 イ 上記ア以外の決済方法 95%補助 (5%は加盟団体負担とし、小数点以下切り捨て)	◆領収書
保険料	ア 傷害保険 イ 損害賠償保険 ウ 行事保険料等 ※大会時は特段の事情がない限り、加入すること	◆実費	① 補助対象外となる例 ・ 車両運搬等の運転に係る自動車保険料 ・ 持ち込み備品等に係る損害保険料	◆領収書 ◆保険証書の写し
雑費	ア 振込手数料 イ その他設定科目で区分し難い経費		① 補助対象外となる例 ・ 大会認定料 ・ 大会参加料	◆アは上記謝金証明書類※1により振込手数料が確認できるもの

【スポーツ大会事業運営補助基準】

科目	主な内容（補助対象）	単価基準	補助金対象とならない経費の例	証明書類	
謝金	ア 大会運営役員・従事者	ア 1人1日 3,000 円上限 ※役職ごとではない	<ul style="list-style-type: none"> ・弁当代を含む飲食物 ・高校生以下への謝金 ・菓子折、物品、商品券などの金券などによる謝礼 ・駐車場代 ・イのB・Cおよびオについて、事前申請を行わなかった場合の経費 ・イのB・Cおよびオについて、事前審査により認められなかったものに対して支払われた経費 ・単価基準を超えて支払われた経費 	<ul style="list-style-type: none"> ◇受領書（自由様式・別途様式あり） （金額は印字/署名・住所の記載/押印） ※署名・住所は自署によるもの以外認めない ※押印は認印・スタンプ印いずれも可 ※金額の訂正は不可。 	
	イ 審判員	イ-①記録の優劣により勝敗を決定 A 加盟団体に所属 1人1日 3,000 円上限			<ul style="list-style-type: none"> ◇謝金申請書・理由書（イのB・C、オ） ◆振込の場合は、謝金・会議費・用具運搬・PCプリンター使用料内訳表（受領書は不要）
		B 大会運営に必要な有資格者 1人1日 5,000 円上限			
		イ-②取得点の差により勝敗を決定 A 加盟団体に所属 1人1日 3,000 円上限			
		B 大会運営に必要な有資格者 1人1日 5,000 円上限			
		イ-③決め技の優劣により勝敗を決定 A 加盟団体に所属 1人1日 3,000 円上限			
		B 大会運営に必要な有資格者 1人1日 5,000 円上限			
		イ-④演技の優劣により勝敗を決定 A 加盟団体に所属 1人1日 3,000 円上限			
		B 大会運営に必要な有資格者 1人1日 5,000 円上限			
		C 国際規格の審判員 1人1日 8,000 円上限			
	イ・ウ・エはアと重複できません。 イのB・C、オは事前申請が必要（事前審査あり）				
印刷製本費	ア 業者に依頼するプログラム印刷代 イ 業者に依頼するプログラム製本代 ウ 業者に依頼するプログラムデザイン代等 プログラム製作に係る経費	◆実費 ◆消耗品のカ・キおよびプログラムの合算計が事業費総額の30%程度まで ※加盟員が運営する事業所に依頼する場合は、他社へ見積もりを依頼し安価な方を採用すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人へ渡す写真やアルバムの印刷 ・手書き領収書添付用写真を除く写真 ・消耗品のカ・キおよびプログラムの合算計が事業費総額の30%を超過したものの 	<ul style="list-style-type: none"> ◇領収書 ※クレジットカード払およびポイント付与は不可 ※クレジットカード・ポイント付与は補助対象とならない場合あり ◇納品された作成物1部（提出できない場合は写真） 	
消耗品	ア ボール等競技用消耗品 イ 救急医療品 ウ 熱中症予防飲料・飴・タブレット エ コピー代・文具・紙など事務用消耗品 オ 会議費 カ 賞品・メダル等（予選会除く） キ 参加賞（予選会除く）	◆実費（オを除く） ◆大会で使用するもののみ ◆ウは水・経口補水液等 ◆オは1大会2回まで1人300円上限 ◆カ・キおよびプログラムの合算計が事業費総額の30%程度まで ◆カ・キおよびプログラムやその他参加者の手元にわたるものの合計が参加費を上回らないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・大会終了後に購入したもの（大会当日までに納品されたもののみ後日払を認める） ・ユニフォーム等、個人やチームの所有物になるもの ・反省会や懇親会等の飲食代 ・菓子類・ジュース等嗜好品 ・税込み単価5万円以上のもの ・会場施設等への手土産 ・物品等の修理代 	<ul style="list-style-type: none"> ◇領収書 ※クレジットカード払およびポイント付与は不可 ※クレジットカード・ポイント付与は補助対象とならない場合あり ※手書き領収書の場合は購入備品の写真 ※購入品の内訳がわかるもの ◇オについては受領書（自由様式・別途様式あり） （金額は印字/署名・住所の記載/押印） ※署名・住所は自署によるもの以外認めない 	

		※大会当日までに購入・支払い・納品したもので対象の大会で使い切るものに限り	・スポーツ協会から借用できるもの ・カ・キおよびプログラムの合算が事業費総額の30%を超過したもの ・対象の大会で使い切ることができないもの ・原則、当該年度に購入していないもの	※押印は認印・スタンプ印いずれも可 ※金額の訂正は不可。 ◆オについて振込の場合は、謝金・会議費・用具運搬・PCプリンター使用料内訳表（受領書は不要）
通信運搬費	ア 大会周知用郵券 イ 業者に依頼する物品輸送料 ウ 個人所有車で物品を輸送した経費	◆ア・イについては実費 ※ただし、イについては2社以上の見積もりを依頼すること ◆ウは1人2,000円上限 事業規模に見合った適切な人数であること ※ただし、三多摩及び関東地域の会場は3,000円上限 それ以外の会場は9,000円上限 ※大会当日及び前日準備に限る	・単価基準を超えて支払われた経費 ・電話料金・インターネット料金 ※ただし、携帯電話をレンタルした場合を除く。 ・駐車場代 ・ウについて、スポーツ協会会長および執行部が大会規模に見合わないとした場合の経費	◇ア・イは領収書 ※クレジットカード払およびポイント付与は不可 ※クレジットカード・ポイント付与は補助対象とならない場合あり ◇ウは受領書（自由様式・別途様式もあり） （金額は印字/署名・住所の記載/押印） ※署名・住所は自署によるもの以外認めない ※押印は認印・スタンプ印いずれも可 ※金額の訂正は不可 ◇前日準備で支出した場合は実態確認のための写真 ◆ウについて振込の場合は、謝金・会議費・用具運搬・PCプリンター使用料内訳表（受領書は不要）
使用料及び賃借料	ア 体育館・グラウンド・競技場等 イ 競技用具等の借り上げ等 ウ バス等の借り上げ等 エ 個人所有のパソコン使用料 オ 個人所有のプリンター使用料	◆ア・イ・ウについては実費 ※ただし、イ・ウについては2社以上の見積もりを依頼すること ◆エ・オは1,000円上限 事業規模に見合った適切な人数であること	・大会運営会議に使用する施設使用料 ※大会運営会議は施設優先予約ができるため、そちらを利用すること	◇ア・イ・ウは領収書 ※クレジットカード払およびポイント付与は不可 ※クレジットカード・ポイント付与は補助対象とならない場合あり ◇エ・オは受領書（自由様式・別途様式もあり） （金額は印字/署名・住所の記載/押印） ※署名・住所は自署によるもの以外認めない ※押印は認印・スタンプ印いずれも可 ※金額の訂正は不可。 ◆エ・オについて振込の場合は、謝金・会議費・用具運搬・PCプリンター使用料内訳表（受領書は不要）
保険料	ア 傷害保険 イ 損害賠償保険 ウ 行事保険料等	◆実費 ※大会時は特段の事情がない限り、加入すること	・車両運搬等の運転に係る自動車保険料 ・持ち込み備品等に係る損害保険料	◇領収書 ※クレジットカード払およびポイント付与は不可 ※クレジットカード・ポイント付与は補助対象とならない場合あり ◇保険証書
雑費	ア 振込手数料 イ 設定科目で区分し難い経費		・大会認定料 ・大会参加料	◇アは振込明細

謝金（大会運営役員・従事者）受領書

大会

競技

団体名：_____

代表者名：_____

開催日：_____

以下のとおり、現金にて謝金を受領いたしました。

自筆氏名	自筆住所	受取額 (事前印字)	受領日	長時間* 該当	備考
A (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	5,000 円	〇/×	〇	
B (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	5,000 円	〇/×	〇	
C (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	3,000 円	〇/×		
D (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	3,000 円	〇/×		
E (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	2,000 円	〇/×		
F (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	2,000 円	〇/×		
		円			
		円			

※長時間とは、概ね7時間以上を指す

足立区スポーツ協会

謝金（審判員）受領書

大会

競技

団体名：_____

代表者名：_____

開催日：_____

以下のとおり、現金にて謝金を受領いたしました。

自筆氏名	自筆住所	受取額 (事前印字)	受領日	備考
A (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	5,000 円	〇/×	有資格者 (〇〇資格保持)
B (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	5,000 円	〇/×	有資格者 (〇〇資格保持)
C (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	3,000 円	〇/×	
D (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	3,000 円	〇/×	
E (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	2,000 円	〇/×	
F (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	2,000 円	〇/×	
		円		
		円		

足立区スポーツ協会

謝金（医師・看護師等国家資格保持者）受領書

大会

競技

団体名：

代表者名：

開催日：

以下のとおり、現金にて謝金を受領いたしました。

自筆氏名	自筆住所	受取額（事前印字）	受領日	備考
A（自筆）	足立区△△町〇-〇（自筆）	20,000 円	〇/×	医師
B（自筆）	足立区△△町〇-〇（自筆）	15,000 円	〇/×	看護師
C（自筆）	足立区△△町〇-〇（自筆）	15,000 円	〇/×	柔道整復師
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

足立区スポーツ協会

謝金（その他）受領書

大会

競技

団体名：

代表者名：

開催日：

以下のとおり、現金にて謝金を受領いたしました。

自筆氏名	自筆住所	受取額（事前印字）	受領日	従事内容
A（自筆）	足立区△△町〇-〇（自筆）	5,000 円	〇/×	賞状筆耕
B（自筆）	足立区△△町〇-〇（自筆）	3,000 円	〇/×	トーナメント表作成
C（自筆）	足立区△△町〇-〇（自筆）	2,000 円	〇/×	PC・プリンタ
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

※謝金（その他）については合計金額10,000円までが補助対象となります。

足立区スポーツ協会

会議・事前準備費受領書

大会

競技

団体名 : _____
 代表者名 : _____
 開催日 : _____

以下のとおり、現金にて会議・事前準備費を受領いたしました。

自筆氏名	自筆住所	受取額 (事前印字)	受領日	会議・事前準備の日時
A (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	3,000 円	〇/×	〇/×、△/■、★/◇ (前日準備)
B (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	3,000 円	〇/×	〇/×、△/■、★/◇ (前日準備)
C (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	2,000 円	〇/×	〇/×、△/■
D (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	2,000 円	〇/×	〇/×、△/■
E (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	2,000 円	〇/×	〇/×、△/■
F (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	2,000 円	〇/×	〇/×、△/■
		円		
		円		

足立区スポーツ協会

車両運搬費受領書

大会

競技

団体名 : _____
 代表者名 : _____
 開催日 : _____

以下のとおり、現金にて車両運搬費を受領いたしました。

自筆氏名	自筆住所	受取額 (事前印字)	受領日	車両運搬日
A (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	4,000 円	〇/×	〇/× (予選リーグ) △/◇ (決勝トーナメント)
B (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	2,000 円	〇/×	〇/× (予選リーグ)
C (自筆)	足立区△△町〇-〇 (自筆)	2,000 円	〇/×	〇/× (予選リーグ)
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		

足立区スポーツ協会